

も寄附の申出なき人々に對して、此際直に送金され又は寄附に應ぜられたき旨を以て、四十餘通の書面を發送す  
右の結果、此日以後寄附金を送付さるゝもの甚多し

同年九月三十日

本日迄に支拂の殆ど全部を了したる結果剩餘高八百七拾六圓五拾錢を生じたり

同年十月一日

帝國ホテルに於て幹事會を開き、剩餘金に關し協議する所あり、最多額の寄附を爲せし團琢磨、早川千吉郎、原富太郎、原六郎四氏へ、剩餘金の内より六百圓を支出して各割宛て返還することに決し、其殘部の剩餘金は、遺稿出版に關する費用に充當することに協議す

フエノロサ氏遺著東亞美術史綱の翻譯は有賀博士の手にて完了し、且フエノロサ氏未亡人より翻譯出版差支なき旨の通信ありたるを以て本會を繼續し該出版の事業完成することに決す、此事發起人諸氏の御領承を乞ふ。

同年同月五日

本月一日幹事會の決定に依り、本日團氏へ三百圓、早川氏、兩原氏へ各百圓づゝ寄附額の内の返還し、大村幹事より鄭重なる書翰を添へたり

同年同月十一日

本日收支の總決算を遂げしに剩餘金參百六拾七圓參拾錢あり、詳細内容は別項報告の通りなり

なお、この記念式典に合わせて帝室博物館では「仁王捉鬼」を含む狩野芳崖の遺作が展示された。

#### ① 依嘱製作に関する文書

明治二十三年受託の楠公銅像製作に始まる本校の依嘱製作事業の概況は「東京美術学校年報」所載の「依嘱製作品一覽」に記すとおりである。個々の製作に関する文書類は部分的に現存する。左記は佐竹侯爵銅像製作の際の契約証と依嘱者心得である。「」は毛筆による記入を、それ以外は印刷を示す。

#### 證

一〔故佐竹侯爵銅像 壹基〕

但〔青銅製高壹丈束帶姿立像〕

此製作代金〔七千五百圓也 但荷造運搬取付ケ費ヲ含ム 竣成期限 契約ノ日ヨリハケ月 但此期限ハ銅像取付完成マテヲ含ム〕

右製作方貴校へ及御依嘱候ニ付テハ製作代金ノ儀ハ御通知ノ都度無遲滞納付可致候也

但別紙依嘱者心得書ノ趣承認致候 尤萬止ヲ得ザル事故生ジ解約致候節ハ該工事ニ要シタル入費ハ支辨可致此方へ屬スベキ材料等一切御引渡被下候也

明治四十年〔一〕月〔十三〕日

〔天正四〕  
〔戊辰勤王紀念銅像建設〕

委員長 遠山規方(印)

東京美術學校校長正木直彦殿

會計主幹 本間 金之助(印)

依囑者心得

一 凡物品製作ノ代金ハ前納トシ契約ノトキ之ヲ納付スベシ

但工事三ヶ月以上ニ渉ルモノハ工事中便宜數回ニ分チ納付セシムルコトアルベシ

一 物品製作中依囑者ニ於テ萬止ムヲ得サルノ都合アリテ中止解約ヲ申出ツルトキハ前納金ノ仕拂殘金ト着手中ノ材料等ハ其儘之ヲ依囑者ヘ引渡シ依囑者ニ於テ別ニ責任ヲ負フコトナカルベシ

一 天災火難其他抗拒スベカラサル事故ニヨリ本校ニ於テ工事ヲ繼續スルコト能ハサルトキハ前納金ノ仕拂殘金ト着手中ノ材料等ヲ依囑者ニ引渡スニ止リ東京美術學校ニ於テ他ニ責任ヲ負フコトナカルベシ 又同上ノ事故ニ依リ製作物ヲ損傷シ之ヲ回復スルニ製作代價ノ十分ノ一以上ノ増費ヲ要スルトキニ其十分ノ一ニ超過スル所ノ金額ハ依囑者ニ負擔トス

一 凡工事ニ關シ製作代金ノ内ヲ以テ使用スル費途ハ東京美術學校ニ於テ任意ニ之ヲ措辨スルモノトス

一 依囑物品竣成ノ上ハ本校ヨリ其旨ヲ依囑者ニ通知シ本校ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

以上

東京美術學校

契約証の方に「明治四十年」と印刷されているところから、この書式が制定された時期が分かる。これ以前については契約証、依

囑者心得ともに現存しない。これらは後述(47頁)のように昭和五年に改正され、同十年には新たに「依囑製作ニ関スル内規」が設けられる。

### ⑫ 皇室行事関係の依囑製作

大正、昭和期の正木校長在任中の時期は、皇室関係の依囑製作事業が盛んに行われたが、年報に記載されているように、大正四年十一月十日の御大礼(大正天皇即位式)、翌五年十一月三日の裕仁親王立太子礼の際には、本校は宮内省、東京市その他から種々の美術工芸品の製作を依頼されている。それらについては「自大正四年至五年 東京市依囑製作書類」「大正五年 宮内省依託製作書類」が現存しているので、製作の概要を知ることができる。これは第二巻に入れるべきものであるが、ここに抜粋を記しておく。

○東京市依囑 御衝立 製作費 七一六八、一七〇

製作者のうち図案 島田佳矣

衝立製作 由井彦太郎、海野清、

平田宗幸、堆朱楊成、

飯田藤次郎ほか

「奉献御衝立製作仕様書

一 御衝立 総高七尺二寸 横八尺七寸 梓并ニ足共桑地仕立

表面 桐柁目地一面ニ砂子蒔ヲナシ中央五尺ニ三尺

四寸ノ横額ニ東京市現勢地図ヲ二分一ノ縮尺ニ描

キ嵌入シ其周囲ニ扇面地紙形十五枚ニ十五区ノ名